

平成 29 年 8 月 25 日

内閣府知的財産戦略推進事務局 御中

インターネット知的財産権侵害流通品防止協議会

## 平成 28 年度インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会報告書

拝啓 立秋の候、貴事務局におかれましてはますますご清栄のことお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて本協議会が、平成 17 年度以来、貴内閣府知的財産戦略推進事務局をはじめとして、警察庁、経済産業省、総務省、文化庁、特許庁、消費者庁をオブザーバーに迎え、インターネットサービスを契機として為される知的財産権侵害をめぐる諸問題に対する解決について、民間レベルでの協同作業を鋭意進めて参りましたことは、ご出席をいただいている貴事務局においてもご認識いただいていることと存じます。

貴事務局におかれましては、本報告書を権利者・権利者団体とインターネットサービス事業者等の総意として、ご参照いただきたく、お願い申し上げます。

### 【概要】

#### 1. 効果検証分科会の報告

- 今年度は、インターネットオークション（以下、「オークション」という。）に加え、フリマアプリ（以下、「フリマ」という。）を対象に追加して効果検証を実施するとともに、権利者並びにオークションやフリマ等の C2C マーケットプレイス運営事業者（以下、「プラットフォーマー」という。）による自主的な取組の成果をより明確に示すため、侵害品出現率を基準とした群分けに基づいて、検証結果の分類・整理を行った。なお、今年度においては、昨年度と同様に、2 群に該当するプラットフォーマーは存在しなかった（資料 3 参照）。
- 1 群では、プラットフォーマーによる自主パトロールおよび権利者からの通知に基づく削除等の措置が実施されたことにより、昨年度に引き続き、侵害品出現率は低く抑えられていることが確認できた。
- 3 群では、一昨年度、昨年度と比較して、今年度の侵害品出現率が大幅に低下しており、本会を通じた権利侵害対策の効果が現れていることが確認できた。

## 2. ガイドライン分科会の報告

ガイドライン分科会では、平成22年度に改定をおこなった「インターネット知的財産権侵害品流通防止ガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）の運用状況及び最新の侵害事例について議論を行った。

さらに、本ガイドラインの対象にフリマを追加する旨の前回の本協議会本会の決定を受けて、全体の構成を再整理することを目的とする本ガイドラインの改定案を検討した。また、本ガイドライン別紙について、位置づけを明確化するとともに、追加すべきカテゴリー、表現、対象出品物の検討を行った。

## 1. 効果検証分科会の報告

### (1) 効果検証の方法

今年度も昨年度と同様、権利者の実務担当者とプラットフォームの実務担当で構成される「効果検証分科会」において実施要領（資料2「効果検証の実施方法について」参照）を定めた上、これに基づき効果検証を実施した。

#### ①効果検証対象

今年度は、オークションに加え新たにフリマを含めた7つのサービスを効果検証の対象とした。

#### ②効果検証対象出品

今年度も昨年度と同様、検証対象出品を2つに分けて検証を行った。

##### i 「侵害品出品」

画面上の文章・画像から著作権・商標権を侵害すると判断できるものであり、（権利者は）プラットフォームに出品停止要請可能なもの

##### ii 「侵害蓋然性出品」

発信されている情報からは（ガイドライン等に照らすと）プラットフォームにおいて削除をする根拠が直接得られないが、①権利者からは画面上の文章・画像から著作権・商標権を侵害すると判断できプラットフォームに対する出品停止要請を行えば対応可能と思量されるもの（未通知侵害出品）、②諸情報を勘案すると、購入して権利者が確認した場合には、間違いなく侵害品であることが確認できると思量されるもの（要確認侵害出品）

#### ③プラットフォームの群分け

今年度は、権利者及びプラットフォームによる自主的な取組の成果をより明確にするため、侵害品出品の出現率に応じプラットフォームが提供するサービスを1群から3群に分類した。

i 1群（直近3年間の侵害出品率の平均値が2%未満）：6サービス

ii 2群（直近3年間の侵害出品率の平均値が2%以上10%未満）：0サービス

iii 3群（直近3年間の侵害出品率の平均値が10%以上）：1サービス

(2) 検証結果

①オークション

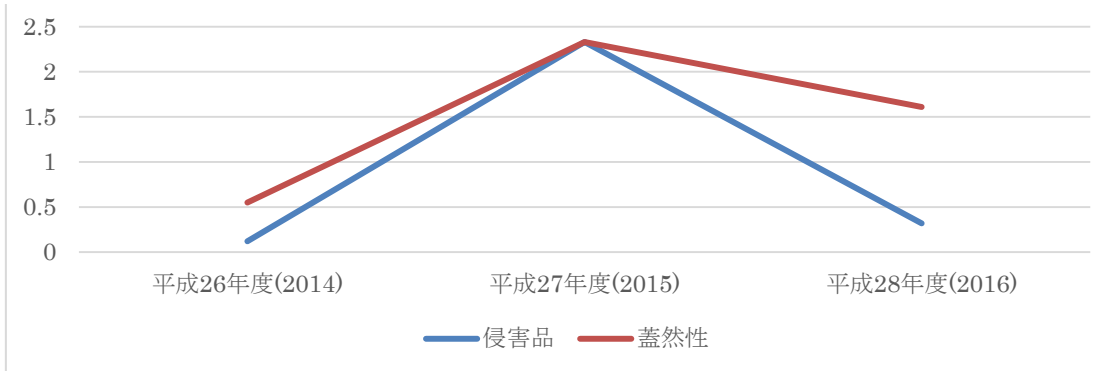
i 「侵害品出品」の出現率

		平成 26 年度 (2014)		平成 27 年度 (2015)		平成 28 年度 (2016)	
		検証数	出現率	検証数	出現率	検証数	出現率
著作権	1 群	5,607	0.03%	3,256	0.37%	2,328	0.04%
	2 群	—	—	—	—	—	—
	3 群	—	—	—	—	—	—
商標権	1 群	2,919	0.27%	943	9.12%	1,399	0.79%
	2 群	—	—	—	—	—	—
	3 群	—	—	—	—	—	—
合計	1 群	8,526	0.12%	4,199	2.33%	3,727	0.32%
	2 群	—	—	—	—	—	—
	3 群	—	—	—	—	—	—

ii 「侵害蓋然性出品」の出現率

		平成 26 年度 (2014)		平成 27 年度 (2015)		平成 28 年度 (2016)	
		検証数	出現率	検証数	出現率	検証数	出現率
著作権	1 群	5,607	0.78%	3,256	0.71%	2,328	1.98%
	2 群	—	—	—	—	—	—
	3 群	—	—	—	—	—	—
商標権	1 群	2,919	0.10%	943	5.93%	1,399	1.00%
	2 群	—	—	—	—	—	—
	3 群	—	—	—	—	—	—
合計	1 群	8,526	0.55%	4,199	2.33%	3,727	1.61%
	2 群	—	—	—	—	—	—
	3 群	—	—	—	—	—	—

【参考】オークションでの出現率（著作権と商標権の合計）推移



②フリマ

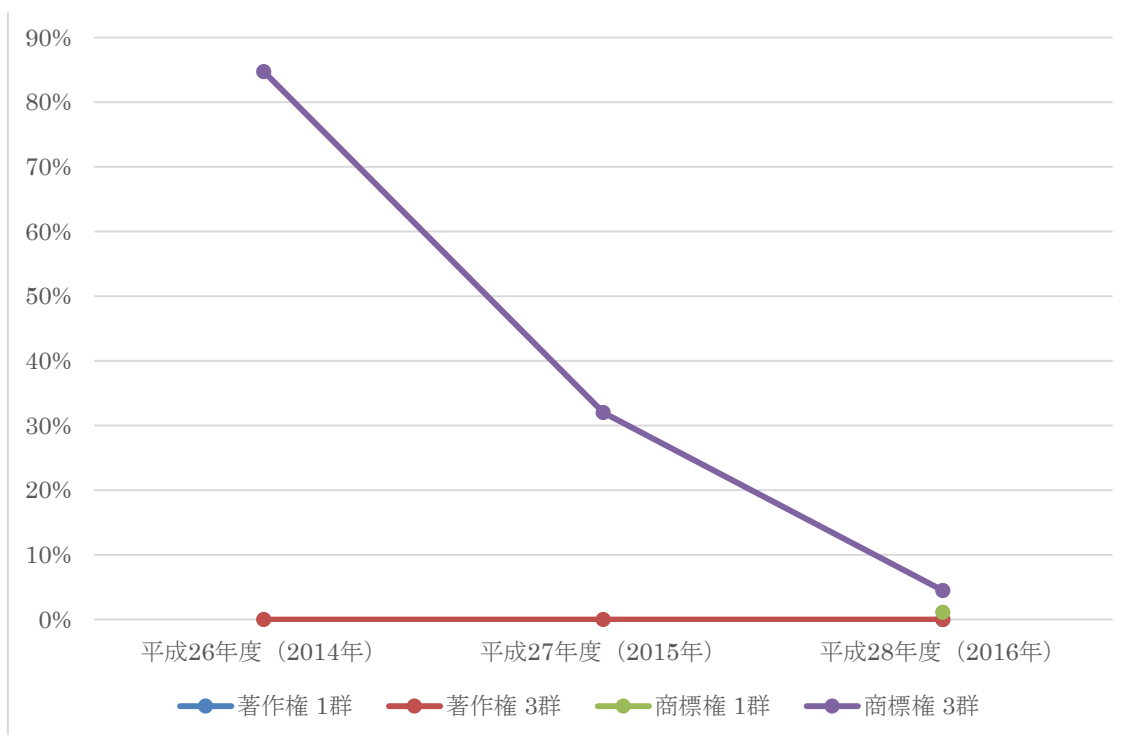
i 「侵害品出品」の出現率

		平成 26 年度 (2014)		平成 27 年度 (2015)		平成 28 年度 (2016)	
		検証数	出現率	検証数	出現率	検証数	出現率
著作権	1 群	—	—	—	—	3,924	0.00%
	2 群	—	—	—	—	—	—
	3 群	—	—	—	—	242	0.00%
商標権	1 群	—	—	—	—	3,020	1.09%
	2 群	—	—	—	—	—	—
	3 群	1,200	84.7%	400	32.0%	673	4.46%
合計	1 群	—	—	—	—	6,944	0.48%
	2 群	—	—	—	—	—	—
	3 群	1,200	84.7%	400	32.0%	915	3.28%

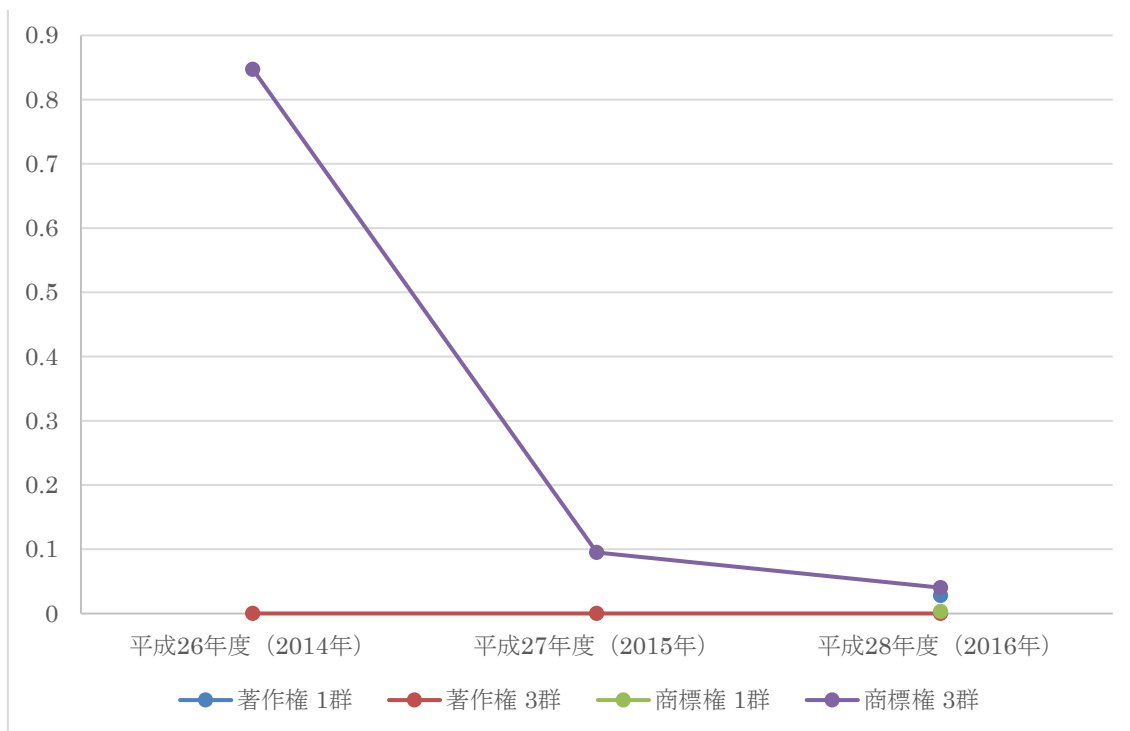
ii 「侵害蓋然性出品」の出現率

		平成 26 年度 (2014)		平成 27 年度 (2015)		平成 28 年度 (2016)	
		検証数	出現率	検証数	出現率	検証数	出現率
著作権	1 群	—	—	—	—	3,924	2.80%
	2 群	—	—	—	—	—	—
	3 群	602	0.00%	—	—	242	0.00%
商標権	1 群	—	—	—	—	3,020	0.30%
	2 群	—	—	—	—	—	—
	3 群	1,200	84.7%	38	9.50%	673	4.01%
合計	1 群	—	—	—	—	6,944	1.71%
	2 群	—	—	—	—	—	—
	3 群	1,802	56.4%	38	9.50%	915	2.95%

【参考】フリマでの「侵害品出品」の出現率（著作権と商標権の合計）推移



【参考】フリマでの「侵害蓋然性出品」の出現率（著作権と商標権の合計）推移



※グラフ記載上、侵害品出品と侵害蓋然性出品の出現率と区分して別グラフで表示

### (3) 検証結果の分析

#### i オークションについて

いずれも 1 群にカテゴリライズされており、今年度も「侵害品出品」及び「侵害蓋然性出品」の出現率を極めて低く保つことができています。なお、著作権に関しては、昨年度との比較においては、「侵害蓋然性出品」の出現率が若干上昇しているが、これは効果検証実施時に侵害蓋然性出品に該当する新たな態様の出品を把握するに至ったものであるとの事情によるものである。今後の権利者とプラットフォームの連携によってかかる出品への適切な対応が図られることが見込まれるところであり、「侵害蓋然性出品」の昨年度比での出現率の若干の上昇は、一時的なものと捉えることができると考えられる。

#### ii .フリマについて

今年度 4 サービスについて初めて検証対象としたが、「侵害品出品」及び「侵害蓋然性出品」の出現率は低水準であり、4 サービス中 3 サービスが 1 群にカテゴリライズされた。一方、3 群にカテゴリライズされたサービスについては、著作権に関する「侵害品出品」及び「侵害蓋然性出品」の出現率において 0% を保持するとともに、商標権に関してはここ 3 年

間、「侵害品出品」の出現率において84%から32%に低下、さらに今年度は3%にまで減じることができており、「侵害蓋然性出品」の出現率においては84%から9%に低下、さらに今年度は4%に低減した。以上より、権利侵害品の出品抑止について大きな成果が現れているものと考えられる。

#### (4) その他

●一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会からは、「著作権関連はここ数年、侵害品出現率がほぼ0%を維持しており権利者とプラットフォームの協力の成果であると評価している。ただし、権利者の立場から許容できない出品は依然として一定数存在しているとの認識である。」とのコメントがあった。

●ユニオン・デ・ファブリカンからは、効果検証対象以外の複数のショッピングモール及びフリマについても試験的な調査を行ったところ、一部について侵害品出現率が100%近いものも確認されたため、本協議会に参加していないショッピングモール及びフリマの運営事業者を、今後どのようにフォローするかが課題であるとの意見もあった。ただしあくまで今後の参考として任意に実施した調査であるため、本分科会の検証対象には含めていない。

## 2. ガイドライン分科会の報告

昨年度の本協議会本会での決定に基づき、フリマを本ガイドラインの対象とすることを明確にする目的からガイドラインの改定案を検討した。

また、ガイドライン別紙について、位置づけを明確化するとともに、追加すべきカテゴリー、表現、対象出品物の検討を行った。

なお、ノベルティと称する模倣品の流通に関する課題について、対象のブランド、商品、キーワードの検討を開始したが、今年度は本分科会としての成案を得るには至らず、引き続きの検討課題となった。

## 3. 本年度の活動の総括

以上のとおり、権利者・プラットフォーム双方がそれぞれの立場を尊重しつつ協同して侵害者に立ち向かうという「日本方式」の推進により、今年度も引き続き、1群において侵害品出現率を極めて低い水準に留めていることが確認された。

来年度以降、新たな侵害形態への対応にかかる議論を進め、プラットフォームだけでなく、ショッピングモールにおける知的財産権侵害品対策についても取り組む予定である。



政府においては、世界にも類をみない成果を出している本協議会の取組みを、是非諸外国に紹介していただき、日本におけるインターネット上の知的財産権侵害品対策のデファクトスタンダードとして認知されるようご助力いただけると幸いです。

各種統計データ

■ 出品総数（単位：万）

	平成 24 年 (2012)	平成 25 年 (2013)	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)
出品総数	4,203	4,845	4,994	5,406	11,656

- 正会員7プラットフォームの内5プラットフォームの合計値。
- 計測に当たっては、12月の各日の一時点において出品中となっている出品物の点数を測定し、1日あたりの平均値を「出品総数」として算出した。
- 出品総数の測定を行ったプラットフォームの数に変動があるため、各年度の数字を比較して傾向を分析することは難しい。

■ 自主削除件数

	平成 24 年 (2012)	平成 25 年 (2013)	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)
著作権	62,694	62,400	24,685	15,529	65,835
商標権	233,273	54,791	90,680	73,182	552,276
合計	295,967	117,191	115,365	88,711	771,043

- 正会員7プラットフォームの内6プラットフォームの合計値。
- 6プラットフォームの内1プラットフォームについては、自主削除件数を権利ごとに測定していないため、合計値のみに算入した。
- 上記出品総数と同様、各年度の数字を比較して傾向を分析することは難しい。

■ 権利者からの削除依頼件数

	平成 24 年 (2012)	平成 25 年 (2013)	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)
著作権	754	315	116	300	1,896
商標権	54,428	44,905	30,458	85,053	183,138
合計	55,182	45,220	30,574	85,353	185,034

- 正会員7プラットフォームの内5プラットフォームの合計値。
- 権利者からの削除依頼件数には、個別の商品が削除されたもの、販売者の利用停止措置に伴う個別の商品削除を含む。
- 権利者によっては、効果的な知的財産権侵害品対策を行うために、重点的に監視を行う対象サービスや対象商品を変更している。そのため、権利者からの削除依頼件数は、各年度の数字を比較して傾向を分析することは難しい。

## 日本方式の原則

1. 両者（権利者とプラットフォーム）は、互いの立場を十分に尊重した上で、自身の利益のみならず、何よりも消費者の利益を護るために、共通の敵である権利侵害者に対して協同して立ち向かうべきであるとの認識に立つこと。
2. 権利者は、権利とは自動的に保護されるものではなく、自らエンフォースメントを行うべきであるとの認識に立つこと。
3. プラットフォーマーは、インターネットの健全な発展のために、積極的に知的財産権の保護に努めるべきであるとの認識に立つこと。
4. 両者は、対策の推進にあたり、知的財産権を保護する意義と、利用者の営業の自由や通信の秘密が担保されることの意義を対等に認め、それら両方の価値を毀損しない対応をとるべきであるとの認識に立つこと。